

千葉大学環境リモートセンシング研究センター衛星データ利用内規

平成16年4月1日施行

平成18年4月1日改訂

(趣旨)

第1条 この内規は、千葉大学環境リモートセンシング研究センター規程第12条の規定に基づき、千葉大学環境リモートセンシング研究センター(以下「センター」という。)の大容量衛星データアーカイブシステムに蓄積されている衛星データ等(以下「データ」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 データの利用は、学術研究および教育啓蒙のための利用を優先し、原則として無償で提供するものとする。ただし、商用利用を目的とする場合はセンターの当該委員会に申請し、承認を得なければならない。なお、データの種類によっては、衛星運用機関の利用原則、および国際的なデータ利用ポリシーに従うこととする。

(利用の資格)

第3条 データを利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 センターの教職員
- 二 センターと共同利用研究を行う機関に所属する研究者
- 三 国立大学法人公私立大学等の研究機関に所属し、専ら研究に従事する者
- 四 千葉大学の学生で、センターの指導教員の承認を得た者
- 五 第2号及び第3号の機関に所属する学生で、当該機関の指導教員の承認を得た者
- 六 その他センター長が適当であると認められた者

(利用の手続等)

第4条 データは原則としてオンラインで利用することとするが、利用に際して利用申請書の提出を推奨する。オフラインでデータ利用を希望する者は申請書を提出し、配布の方法について相談すること。ただし、前条第一号に該当する者は、この限りではない。

2 承認の有効期間は、当該承認の日が属する会計年度内とする。ただし、引き続き利用を希望する者に対しては更新を妨げない。

(データの配布方法)

第5条 データは、原則としてネットワーク経由で配布する。ただし、CD-R DVD-R等のメディア郵送を希望する者は別途相談することとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 データを申請目的以外に使用しないこと。
- 二 データを無断で再配布をしないこと。
- 三 データを営利の目的に使用する場合はセンターの許可を得ること

(利用の停止等)

第7条 センター長は、利用者がこの内規に違反するほか、次の各号の一に該当する場合は、その利用の承認を取消し、又は一定期間その利用を停止することができる。

- 一 利用申請書の重要な事項につき、虚偽の記載を行ったとき。
- 二 センターの運営に重大な支障をきたす恐れがあるとき。

(利用の報告等)

第8条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、データの利用に係る事項について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、データを利用して得た研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターのデータを利用した旨を明記し、当該論文等の写をセンターに寄贈するものとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、データの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式

No.

衛星データ利用申請書

年 月 日

千葉大学環境リモートセンシング研究センター長 殿

千葉大学環境リモートセンシング研究センター衛星データ利用内規を熟知し、衛星データの利用について下記のとおり申請します。

			申請書種別 A 新規 B 継続		
利 用 者	ふりがな		利用希望期間		
	氏名	印	年 年	月 月	日から 日まで
	所属・職名			IDコード	
	所在地				
	連絡先				
研究課題・使用目的					
その他					

注；「氏名」欄の印は、本人の署名をもって代えることができる。

指導教員氏名 _____

受付番号			